

米国における税制改革

— 金融所得課税を中心に —

山田直夫

一、はじめに

— わが国の金融・証券税制 —

わが国では平成一五年度税制改正により、上場株式等の配当（大口以外）等、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について二〇％（所得税一五％、個人住民税五％）の源泉徴収のみで納税が完了する制度（申告不要制度）が導入された。さらに時限的に一〇％（所得税七％、個人住民税三％）⁽¹⁾の優遇税率が適用されることと

なった。また平成一六年度税制改正では、公募株式投資信託の譲渡益課税が上場株式等並みに軽減された。つまり上場株式等と同様に一〇％（所得税七％・住民税三％）の優遇税率が時限的に適用されることになったのである。これらの時限措置は図表1に示したように、二〇〇七年末あるいは二〇〇七年度末まで適用される。したがって二〇〇八年あるいは二〇〇八年度から税率が元に戻り、投資家は税率の上昇に直面することになる。こうした優遇税率が適用された理由は「貯蓄から投資へ」の対応を一層明確化するためであり、

図表1 わが国における優遇税率（10％）の適用期間

所得		適用期間
上場株式等	配当	2003年4月～2008年3月
	譲渡益	2003年1月～2007年12月
公募株式投資信託	収益分配金	2004年1月～2008年3月
	譲渡益	2004年1月～2007年12月

（出所） 羽深編（2005）などより作成

確かに各種の統計をみると家計の金融資産に変化が現れている。例えば、内閣府がまとめた「国民経済計算（確報）」では、家計が二〇〇四年度に受け取った配当所得が約四兆九〇〇〇億円となり、利子所得を上回っている。また投資信託協会が発表している、「契約型公募投資信託の資産増減状況」によると、二〇〇六年一月末の残高は前年同期比三七・八％増の五六兆一九六七億円となっている。しかし、日本銀行の「資金循環統計」をみると依然として家計の金融資産は五〇％以上が現金・預金に偏在しており、「貯蓄から投資へ」という政策的要請がめざす安全資産からリスク資産へのシフトが十分に達成されているとはいえない。

近年のこうした状況を受け、金融庁は各年度の税制改正要望において、「貯蓄から投資へ」の転換を促進するための税制措置を求めている。要望

米国における税制改革

図表 2 金融庁の税制改正要望（優遇税制に関するもの）

年 度	内 容
平成16年度	○一定の投資額を上限とした優遇税制の導入（日本版 PEP）。
平成17年度	○上場株式等の譲渡による所得や配当所得に関する現行税率（10％）を継続。（平成19年（度）末までの適用期間を平成24年度末までに延長） ○株式投資優遇税制の適用範囲に株式先物・オプション等から生じる収益と大口個人株主が受け取る上場株式等の配当金を含める。
平成18年度	○上場株式等の譲渡による所得に関する現行の優遇税率（10％）を継続。 ○配当所得に関する課税（現行10％優遇税率適用）を一層軽減。 ○株式投資優遇税制の適用範囲に株式先物・オプション等から生じる収益を含める。

（出所） 金融庁ホームページより作成

項目の中で優遇税制（率）に関するものに注目すると、その内容は新たな優遇措置の創設、現在の優遇措置の継続・適用範囲の拡大に分けることができる。図表 2 は金融庁の税制改正要望の中から現行の優遇税制（率）に関するものを取り出したものである。これを見ると例えば平成一六年度税制改正要望では、イギリスの PEP（Personal Equity Plan：個人持株計画）と呼ばれる制度を参考に、少額の株式投資を対象とした優遇税制の検討を要望している。ちなみにイギリスの PEP とは一定額までの株式等の譲渡益と配当を非課税とする制度である⁽²⁾。また平成一七年度税制改正要望では優遇税率の適用期間を二〇一二年度末まで延長することを、平成一八年度税制改正要望では配当所得に対する課税を一層軽減することを求めている。

平成一八年度税制改正では定率減税の廃止など

に焦点が当てられ、金融・証券税制はあまり注目されなかった。しかし今後、税率に関する時限措置の継続の可否を中心に金融・証券税制の議論が活発化していくものと思われる。また、長期的な視点に立つて金融所得を含む資本所得に対する課税について議論することも忘れてはならない。

ところで、アメリカでは二〇〇五年一月一日に税制改革諮問委員会が最終報告書を提出するなど税制改革への動きが盛んである。さらに現在アメリカにおいても配当とキャピタルゲイン課税に関する優遇措置がとられており、これらも時限措置である。時限措置の適用期間は二〇〇八年末までなので、わが国より一年ほど後ということになる。しかしブッシュ政権はこれらの措置の恒久化を目指しており、むしろわが国よりも活発に議論がなされている。そこで本稿では日本の資本所得税制を考える端緒として⁽³⁾こうしたアメリカにお

る税制改革の動向を概観したい。

二、米国税制改革諮問委員会の報告書

アメリカでは二〇〇五年一月七日にブッシュ大統領の諮問を受け、税制改革諮問委員会 (President's Advisory Panel on Federal Tax Reform) が設立された。この諮問委員会の目的としては、より簡素で、より公平で、より経済成長を促進する税制を提案することとされている。また提案には税収中立的という原則の他に以下の三点が求められている。

- (1) 法令遵守のためのコスト、行政上の負担を軽減するために税法を簡素化すること
- (2) アメリカ社会における住宅保有と慈善行為の重要性を認識しつつ、適切な累進課税により受

益と負担を共有すること

(3) 長期の経済成長と雇用創出を促進すること、そしてグローバル化した市場においてアメリカの競争力を高めるために労働、投資、貯蓄を奨励すること

諮問委員会は約十カ月間議論をし、二〇〇五年一月一日に最終報告書を財務長官に提出した。ここではその概要を紹介し、その内容を配当の二重課税の観点から簡単に考察する。まず最終報告書では議論の過程で明らかになった事項として六点を挙げている。それらを要約すると、以下のようになる。①政府の資金調達のために税収を確保することが租税の基本的な目的である。②特定の行動や個人を優遇することは、税制を複雑で不安定なものにし、高い法令遵守コストがかかる。したがって合理的な税制では課税ベースを広くとり、効果が説得的に示される場合のみ特別措置を

設ける。③現行の租税制度は個人、企業の経済活動に歪みを与え、資源配分の非効率性をまねき、経済成長を妨げている。④複雑な税制は不公平をまねき、節税の機会を与える。さらに透明性の欠如は個人と企業の負担をわかりにくくする。⑤頻繁な税制変更は、企業と個人にとって税制が不確実なものになる。したがって経済に悪影響を及ぼし、法令遵守コストも高くなる。⑥簡素、公平、経済成長という租税の目的は相互に関係しあっており、時には衝突することもある。そして目的が競合した場合、簡素性が犠牲になる。

これらのことを元に、最終報告では二つ税制改革案を提案している。一つは「簡素な所得税案」(Simplified Income Tax Plan)、もう一つは「成長及び投資税制案」(Growth and Investment Tax Plan)である。

「簡素な所得税案」は現行の所得税制を簡素化

するという考え方であるのに対し「成長及び投資税制案」は消費課税の考え方を取り入れたものになっている。ただし個人所得税については両案とも税率とブラケット以外はほぼ共通である。まず税率とブラケットについてみてみよう。「簡素な所得税案」が一五％、二五％、三〇％、三三％の四段階を提案しているのに対し、「成長及び投資税制案」のほうは、一五％、一五％、三〇％の三段階となっている。ちなみに現行の所得税率は一〇％、一五％、二五％、二八％、三三％、三五％の六段階なので、両案とも最高税率の引き下げとブラケット数の削減を行っていることになる。

続いて共通部分についてみていく。現行の人的控除、概算控除、子女税額控除などに代わって家族税額控除が適用される。また勤労所得税額控除に代わって就労税額控除が適用される。つまり、控除制度が簡素化されたということになる。ま

た、代替ミニマム税の廃止、結婚ペナルティの緩和も共通である。ちなみに結婚ペナルティとは所得が同額なのに共働きの夫婦の税負担が未婚の二人の税負担より多くなってしまうことをいう。さらに住宅ローン利子の税額控除（所得控除だったものを支払利子の一五％の税額控除にする）、寄付金控除（原則的に全額所得控除だったものを所得の一％を超える部分について所得控除する）、健康保険料の非課税措置（非課税額に上限を設定する）、州・地方税の所得控除の廃止も共通である。また貯蓄優遇制度に目を向けると、両案とも三種類（Save at Work accounts, Save for Retirement accounts, Save for Family accounts）にまとめられている。現行では多数の制度があるので、貯蓄優遇制度も簡素化されていることがわかる。さらに簡素化という観点からいえば、申告書を現行の半分の長さにすることも提案している。

図表 3 税制改革案の相違点

How the Tax Code Would Change		
Provisions	Simplified Income Tax Plan	Growth and Investment Tax Plan
Households and Families		
Tax rates	Four tax brackets: 15%, 25%, 30%, 33%	Three tax brackets: 15%, 25%, 30%
Individual Savings and Retirement		
Dividends received	Exclude 100% of dividends of U.S. companies paid out of domestic earnings	Taxed at 15% rate
Capital gains received	Exclude 75% of corporate capital gains from U.S. companies (tax rate would vary from 3.75% to 8.25%)	Taxed at 15% rate
Interest received (other than tax exempt municipal bonds)	Taxed at regular income tax rates	Taxed at 15% rate
Small Business		
Tax rates	Taxed at individual rates (top rate has been lowered to 33%)	Sole proprietorships taxed at individual rates (top rate lowered to 30%); Other small businesses taxed at 30%
Recordkeeping	Simplified cash-basis accounting	Business cash flow tax
Large Business		
Tax rates	31.5%	30%
Investment	Simplified accelerated depreciation	Expensing for all new investment
Interest paid	No change	Not deductible (except for financial institutions)
Interest received	Taxable	Not taxable (except for financial institutions)
International tax system	Territorial tax system	Destination-basis (border tax adjustments)

(出所) President's Advisory Panel on Federal Tax Reform (2005) より作成

次に両案の相違点をみてみよう。図表3はそれぞれの案で具体的に税制が異なる部分だけを取り出したものである。それをみると主に金融・証券税制と法人税制に相違があることがわかる。まず金融・証券税制を取り上げると、「成長及び投資税制案」のほうは、配当、キャピタルゲイン、利子に対して一五%という同一の税率を課すとしているが、「簡素な所得税案」のほうは所得に応じて異なる税制を提案している。すなわち、配当に関しては内国法人で国内事業に帰せられるものについては非課税である。それに対しキャピタルゲインに関しては総合課税であるが、その七五%は所得に算入しない。したがって、課税所得が少なく適用所得税率が一五%であれば、キャピタルゲインに対する実効税率は $(1 - 0.75) \times 0.15$ より3.75%となる。同様に適用所得税率が最高税率の三三%の部分がある場合、キャピタルゲインに対

する実効税率は $(1 - 0.75) \times 0.33$ より8.25%となる。最後に利子については、通常所得として総合課税となっている。

続いて法人税についてみると、「簡素な所得税案」が税率三一・五%なのに対し、「成長及び投資税制案」が三〇%を提案している。ただしこれも現行は収入に応じて、一五%、二五%、三四%、三九%、三四%、三五%、三八%、三五%の八段階に分かれているので、両案とも最高税率の引下げと、税制の簡素化を提案しているといえるだろう。減価償却制度についてみると「簡素な所得税案」は簡素化した減価償却制度であるのに対し、「成長及び投資税制案」は減価償却制度を廃止し、即時償却としている。利子に対する扱いも異なっており「簡素な所得税案」が、受取利子に課税され、支払利子は損金算入されるのに対し、「成長及び投資税制案」について

は受取利子が非課税で、支払利子は損金不算入である。

以上、中小企業については触れなかったが、提案されている二つの案を概説した。両案に共通する部分としては、税体系全体を簡素なものにし、累進課税を維持しつつ、適用税率を下げるという点を挙げるができる。また両案を比較した場合、「成長及び投資税制案」の方が大きな改革が必要となってくる。それは企業段階でキャッシュ・フローに課税することになり、現行制度の法人税制と課税ベースが大きく異なるからである。

ところで「成長及び投資税制案」において個人段階でキャピタルゲインや配当に課税せず、勤労所得税率も単一にすれば、フラット・タックスと呼ばれる税制になる。フラット・タックスであれば、「配当の二重課税の問題は生じないが、「成長

及び投資税制案」では配当課税を低率とはいえずうのでこの問題が残ることになる。一方、「簡素な所得税案」は配当を非課税とすることで二重課税の調整を図っている。したがって本来、二重課税の問題が生じない消費課税の考え方を取り入れている「成長及び投資税制案」にこの問題が生じ、この問題を抱える現行制度からスタートしている「簡素な所得税案」については調整が図られるというねじれが生じている。

三、アメリカにおける金融・証券税制の時限措置について

(1) アメリカにおける大型減税
アメリカにおいては一九九〇年代後半の経済の好調を受け、二〇〇一年と二〇〇三年に大型減税が実施され、多くの時限措置がとられた。

二〇〇一年の減税法の名称は「経済成長及び減税調整法」(Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001) で、その規模は二〇〇一年度からの二一年間で一兆三四八五億ドルである。この減税規模は一九八一年のレーガン減税(一・五一兆ドル)に次ぐ規模といわれている。その内容についてみると金融・証券税制に関しては特に大きな改正はないが、所得税率の段階的な引き下げなどが行われている。これは一五%から三九・六%までの五段階だった所得税率を段階的に一〇%から三五%までの六段階にするもので、二〇一〇年までの時限措置である。つまり二〇一一年以降はまた一五%から三九・六%に戻る予定になっている。

一方、二〇〇三年の減税法の名称は「雇用と経済成長のための減税調整法」(Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003) で、減

税規模は二〇〇三年度からの二一年間で三四九七億ドルである。規模に関してみれば二〇〇一年減税よりは小さいが、金融・証券税制に関して大きな改正が行われた。それは二〇〇三年から二〇〇八年の六年間にわたる配当とキャピタルゲイン課税の軽減である(図表4)。

それまで配当所得は通常所得として総合課税されていたが、二〇〇三年より配当所得に対しては五%(二〇〇八年のみ〇%)あるいは一五%の軽減税率を適用することとなった。課税方法をより詳しくみると、まず配当所得と他の通常所得とを合算する。そしてそれに総合課税を適用した場合に下から二つのブラケットに当たる部分の配当所得に五%(二〇〇八年のみ〇%)の税率が、その他のブラケット当たる部分の配当所得に一五%の税率が適用される。二〇〇三年より所得税率は一〇%、一五%、一五%、二八%、三三%、三

米国における税制改革

図表4 アメリカにおける優遇税率の適用期間

所得	期間	税率
配当	2003年～2007年	5%、15%
	2008年	0%、15%
	2009年以降	通常税率
キャピタルゲイン（1年超保有）	2003年～2007年	5%、15%
	2008年	0%、15%
	2009年以降	10%、20%
キャピタルゲイン（5年超保有）	2003年～2007年	5%、15%
	2008年	0%、15%
	2009年以降	8%、18%

（出所）西野（2005）3頁より作成

五％の六段階になったので、合算した所得の適用所得税率が一〇％と一五％の部分については五％（二〇〇八年のみ〇％）の税率が、それ以上の部分については一五％の税率が適用されることになる。

またキャピタルゲイン（一年超保有）はそれまでは他の通常所得と合算し、それに対して総合課税と適用した場合に下から二つのブラケットに当たる部分に一〇％（五年超保有に関しては八％）、その他のブラケットに当たる部分については二〇％の税率が適用されていた。それが、それぞれ五％（二〇〇八年のみ〇％）あるいは一五％に引き下げられたのである。

最後に減税規模についてみると、配当課税の軽減から一二五七億ドル、キャピタルゲイン課税の軽減から二二四億ドルの減収が見込まれており、両者を合わせると先に紹介した全体の減

税規模（三四九七億ドル）の四二・四％を占めている。

(2) 時限措置の継続をめぐる動き

ブッシュ大統領はかねてより減税措置の恒久化を主張している。二〇〇六年二月六日に議会に提出した二〇〇七年度予算教書においても、二〇〇七年度予算案として配当所得・キャピタルゲインに対する減税措置を含む、いわゆるブッシュ減税の恒久化を提案している。そして、その減税規模を五年間で一七八三億ドル（一〇年間で一兆四一三億ドル）としている。またアメリカは莫大な財政赤字を抱えており、二〇〇六年度は四三三〇億ドル、二〇〇七年度も三五四〇億ドルの財政赤字となる見通しである。さらに二〇〇七年度から二〇一一年度までの五年間で、累積赤字が一兆一七三〇億ドルになる見込みである。ただし、二〇〇

〇九年度の財政赤字は二〇八〇億ドルで、二〇〇五年度の財政赤字五二二〇億ドルを二〇〇九年度までに半減するというブッシュ政権の公約は達成できるとしている。

これに対しアメリカ財務省は二〇〇七年度予算教書に盛り込まれた歳入案に対する報告書（U.S. Department of the Treasury (2006)）を発表している。その中で二〇〇一年と二〇〇三年の減税措置が恒久化した場合の歳入に対する影響が推計されている。図表5はその内、配当とキャピタルゲイン、そして減税措置全体に関する箇所を取り出したものである。二〇〇八年度についてみると、配当所得減税によって一三億一九〇〇万ドルの歳入減、キャピタルゲイン減税による影響はほとんどなし、減税措置全体で七七億三六〇〇万ドルの歳入減ということになる。また二〇〇九年度は二〇〇八年度に比べて歳入減の効果が大きいこ

米国における税制改革

図表 5 減税措置の恒久化による減収

単位：億ドル

	年 度										
	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
配当	2.88	5.71	-13.29	-141.61	-5.37	-65.45	-149.54	-205.11	-220.51	-235.24	-250.09
キャピタルゲイン	0	0	0	-141.83	-55.19	-66.06	-80.23	-93.42	-98.84	-104.09	-109.65
減税措置全体	0.83	-5.31	-77.36	-370.23	-135.96	-1193.88	-2285.11	-2397.84	-2477.42	-2545.99	-2632.78

(出所) U.S. Department of the Treasury (2006) より作成

とがわかる。例えば配当所得減税についてみると、二〇〇九年度は一四一億六一〇〇万ドルで二〇〇八年度の一〇倍以上の減収であることがわかる。二〇〇九年度以降どの年度をみても歳入が減っており、素直にこの推計結果を解釈すれば、減税措置の延長が大幅な歳入減につながるということになるだろう。ただ厳密に結果を解釈するには、推計にあたってどのような仮定を置いているかを丁寧にみていく必要がある。

では、減税措置の恒久化はアメリカ経済にとってプラスなのだろうか。この疑問に対しては二つの見解が鋭く対立している。一つは減税措置により歳入が減少し、それによる財政赤字の増加により経済成長が鈍化するという意見である。もう一つは減税措置が経済を刺激し、経済成長を加速させ、最終的には歳入増につながるという意見である。先にも触れたように、ブッシュ政権は、減税

措置の恒久化を目指しているが、このように意見が分かれており、実際に恒久化されるかはまだはつきりしない状況である。

四、おわりに

本稿では、わが国の金融・証券税制の改革、あるいはもっと広く資本所得課税について考察する端緒としてアメリカの税制改革の動きについて概観した。まず大統領の諮問委員会の報告書を取り上げ、そこで提案されている二つの案を簡単に比較、検討した。また二〇〇一年と二〇〇三年の税制改正の内容を概観し、配当、キャピタルゲインに対する時限措置の恒久化をめぐる最近の議論をフォローした。ブッシュ減税の恒久化についての議論は、わが国の金融・証券税制の改革に大きな影響を及ぼすとみられるのでこれからも注視して

いきたい。

また本稿で触れることはできなかったが、所得税の変更による影響をシミュレーションにより分析したアカデミックな研究も数多くある。例えば、Altig et al. (2001) は五種類の所得税制を取り上げ、それぞれについて公平性、効率性、マクロ経済学への影響を分析している。それによれば先に紹介したフラット・タックスは将来世代にはプラスであるが、導入時の高齢世代にとってはマイナスであり、長期的な経済成長を鈍化させる可能性を示唆している。今後はこうしたアカデミックな研究もふまえて、わが国の資本所得税制について分析していきたい。

(注)

- (1) ただし、上場株式等の配当（大口以外）等に係る税率（一〇％）は二〇〇三年四月から二月までは所得税一〇％、住民税非課税である。

米国における税制改革

- (2) イギリスでは PEP に代わり、ISA (Individual Savings Account: 個人貯蓄口座) という制度が一九九一年一月に導入されている。ISA の内容も含め、イギリスの証券税制については日本証券経済研究所 (二〇〇五 a) 第九章参照。
- (3) アメリカの証券税制については日本証券経済研究所 (二〇〇五 b) 第十七章参照。
- (4) 最終報告書全般について、森信 (二〇〇六) が詳細に分析、評価している。

(参考文献)

- 西野健 (二〇〇五) 「欧米主要国における最近の税制改正の動向」『財政金融統計月報』二〇〇五年四月号、一一五頁
- 日本証券経済研究所 (二〇〇五 a) 『図説イギリスの証券市場 二〇〇五年版』日本証券経済研究所
- 日本証券経済研究所 (二〇〇五 b) 『図説アメリカの証券市場 二〇〇五年版』日本証券経済研究所
- 羽深成樹編 (二〇〇五) 『図説日本の税制 平成一七年度版』財経詳報社
- 森信茂樹 (二〇〇六) 「米国税制改革諮問委員会報告を検証する」『租税研究』第六七六号 一四—一三頁
- Altig, David, Alan J. Auerbach, Laurence J. Kotlikoff, Kent A. Smetters, and Jan Walliser (2001) "Simulating

Fundamental Tax Reform in the United States" *American Economic Review* Vol.91, No.3, pp.574-595

President's Advisory Panel on Federal Tax Reform (2005) "Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax System"

U.S. Department of the Treasury (2006) "General Explanations of the Administration's Fiscal Year 2007 Revenue Proposals"

(やまだ ただお・当研究所研究員)